

習志野市条例第21号

習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌を防止することにより、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) ごみ たばこの吸い殻、ペットボトル、缶、瓶、紙くず、一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物(以下「家庭廃棄物」という。)、愛玩動物のふん、餌の残さその他これらに類する物をいう。
- (4) ポイ捨て等 ごみを回収容器その他の定められた場所以外の場所に放置し、又は捨てること及び定められた方法によらずに処理し、放置し、又は捨てることをいう。
- (5) 愛玩動物 飼養又は保管されている犬、猫その他の動物をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園その他の公共の用に供する場所をいう。
- (7) 生活環境が損なわれる給餌 次のいずれかにより生活環境が損なわれている事態(複数の市民等又は公共の場所の管理者から苦情又は相談があり、周辺地域の住民の間で共通の認識となっていると市長が認めたものをいう。)を生じさせている公共の場所における給餌をいう。
 - ア 給餌による餌を目当てに集まる動物の鳴き声その他の音
 - イ 給餌による餌の残さ又は給餌による餌を目当てに集まる動物のふん尿その他の汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気
 - ウ 給餌による餌を目当てに集まる動物の毛又は羽毛の飛散
 - エ 給餌による餌を目当てに集まる動物の威嚇行為又は破壊行為

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨て等の防止及び生活環境が損なわれる給餌の防止に係る意識の高揚を図り、必要な施策を実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭廃棄物を搬出する集積所を清潔に保つよう努めなければならない。

2 愛玩動物を所有し、又は占有する市民等は、愛玩動物の本能、習性及び生理を理解し、愛玩動物のふん尿を適切に処理するよう努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、ポイ捨て等の防止に関する従業員の意識の啓発を図るとともに、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

3 催事を開催する事業者は、その開催に伴い、ポイ捨て等を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共の場所の管理者の責務等)

第6条 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌がなされることのないよう適正な管理に努めなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、公共の場所の管理者に対し、清掃等適切な維持管理を要請するものとする。

(容器飲料を自動販売機により販売する者の責務)

第7条 容器飲料を自動販売機により販売する者は、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(禁止行為)

第8条 市民等は、ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌をしてはならない。

(重点区域の指定)

第9条 市長は、ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌を重点的に防止することが必要と認められる公共の場所を重点区域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

3 重点区域の指定、変更及び解除は、規則で定めるところにより、告示してしなければならない。

(指導)

第10条 市長は、第7条又は第8条の規定に違反した者に対し、必要な指導をすることができる。

(環境美化推進員)

第11条 市長は、清潔できれいなまちづくりを推進するため、環境美化推進員を置く。

2 環境美化推進員の定数、活動内容その他必要な事項は、規則で定める。

(きれいなまちづくりの日)

第12条 市長は、清潔できれいなまちづくりの推進について、市民等及び事業者のより一層の関心と理解を深めるため、きれいなまちづくりの日を設けることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第14条 第9条第1項の規定により指定した重点区域において第8条の規定に違反した者であつて、第10条の指導に従わないものは、1万円以下の過料に処する。

- 2 市長は、過料に処するための手続その他の行為を市長の指定する者に行わせることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例の廃止)
- 2 習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例(平成14年条例第25号)は、廃止する。